

続・あの事件に学ぶ —刑事手続きの問題点—

続・あの事件に学ぶ—刑事手続きの問題点—



袴田事件弁護団長
西嶋 勝彦
(当会会員・17 期)

×



司会
前田 裕司
(当会会員・29 期)

×



東電女子社員事件主任弁護人
神山 啓史
(第二東京弁護士会会員・35 期)

刑 事 弁 護 人 座 談 会

本誌 2012 年 3 月号、4 月号の特集「あの事件に学ぶ—刑事手続きの問題点—」において冤罪事件の当事者、支援者へのインタビュー、弁護人の座談会等を掲載したところ、大変好評でした。また、この特集の後も、冤罪事件については、再審開始決定、再審請求棄却決定、無罪判決の言い渡し等新しい判断が出されています。

そこで、今回、「続・あの事件に学ぶ—刑事手続きの問題点—」として、著名な冤罪事件に関する特集を再度組むことになりました。

今回は、袴田事件の再審事件の弁護人の西嶋勝彦会員、東電女子社員事件の弁護人の神山啓史第二東京弁護士会会員、司会の前田裕司会員の 3 名により、2014 年 6 月 8 日に行われた座談会の様子をお伝え致します。

事件への関わりから、捜査、公判、再審それぞれの段階での具体的対応・ポイント、また、刑事司法制度及びその改革についても広くお話しいただきました。

今回の特集が、冤罪事件への対応、また、昨今の刑事司法改革について考える機会となるものとなれば、嬉しく思います。

(伊藤 敬史、難波 知子)

I 事件への関わり

1 袴田事件

前田：今日は袴田事件の再審事件の弁護を担当された西嶋さんと、東電女子社員事件の弁護をされた神山さんに来ていただきました。捜査、公判、そして再審の問題、さらにそれぞれの事件から見えてくる制度改革課題などについて、お話を伺います。

まず西嶋さんが袴田事件に関わるようになったいきさつを教えてください。

西嶋：僕は、静岡地裁の同じ部で、袴田事件とほぼ同時期に再審請求を続けていた島田事件に第4次再審の静岡地裁棄却決定直後から関わっていき、島田事件が再審開始を経て再審無罪になった後、袴田弁護団の方から、ひとつ加わってくれという要請を受けたわけです。

前田：袴田事件は、1981年に第1次再審請求がなされましたが、その棄却決定は1994年に出たのですね。

西嶋：ずいぶん長いでしょう。

前田：同じ部に死刑の再審請求である島田事件が係属していた影響もあったのですか。

西嶋：そうです。それで僕も島田事件が片付いて、それではお手伝いをしましょうということになって、すでに動き始めていた袴田事件の第1次再審事件に加わりました。

2 東電女子社員事件

前田：神山さんが東電女子社員事件に関わられた経緯を教えてください。

神山：これは第二東京弁護士会が委員会派遣をした事件でした。1997年の3月28日ごろに新聞報道が

あって、「ネパール人、オーバーステイで逮捕、女子社員殺害についても聴取」という記事が出て、第二東京弁護士会から派遣をされました。派遣で接見をした僕と神田君は最後までこの事件をやることになりました。

前田：神山さんは捜査の段階から再審無罪決定が出るまで一貫して弁護人であったと。

神山：そうですね。1つの事件に初めから最後まで関わられました。彼が第一声で「ネパールに帰りたい」と言っていたのですが、15年かかって、やっとネパールに帰すことができました。実はその間、彼に直接触れ合ったことはないんですよ、法廷では直接触れ合えますけれども。一貫して身体拘束をされ、無罪になった後も身体拘束が続き、最後は入管からの見送りですから、最後まで僕は握手をしたことがありませんでした。

II 捜査段階

1 袴田事件の捜査段階

前田：袴田事件の捜査は、西嶋さんは直接関わっておられないですが、再審開始決定でもずいぶん問題が指摘されていますし、確定審における1審判決でも問題点が指摘されています。捜査における問題点は、どういうところにあったのでしょうか。

西嶋：まず事件は、みそを製造販売している会社の専務宅の火災から始まったわけです。火災現場の捜索をしたときに4人の死体が発見されました。これは強盗殺人で、放火で隠蔽したのではないかなということになって、当初は誰も犯人の目星がついてなかったのですが、清水警察が相当調べ回って、専

袴田事件とは…

1966年6月30日、静岡県清水市（当時）で味噌製造会社の専務宅が放火され、一家4人の他殺死体が発見された。同年8月18日、静岡県警は、同社の従業員

務宅の事情をよく知って、かつ、ボクサー崩れということで、従業員の袴田さんが疑われ始めました。しかし、彼が犯人だという証拠は何もない。だから1カ月以上、ずっと彼は泳がされるというか、尾行されたりしたんですね。

前田：行動調査ですね。

西嶋：ところが、なかなか向こうから言わせるとしつぱを出さないと。しょうがないから、彼の寮のところから任意提出されたパジャマを県警の鑑識が検査したところ、血痕らしきものが出てきました。しかし、これが被害者の血痕だということまでは分からないわけです。人血痕らしいという程度。しかも若干油成分が検知されるということで、どうも油をまいて火を付けて殺害したのは、袴田さんが怪しいということになりました。それからいろいろ彼の寮の周辺を捜査すると、風呂場に血痕らしき痕跡があるとか、風呂場から流れている溝に血痕が付着していたと思われるタオルが落ちていたとか、彼自身がけがをしているとか。これはどうも強盗の際に抵抗を受けたときのけがじゃないとか、どんどんストーリーが膨れあがっていくわけですね。

でも、捜査はそれ以上進まないわけです。結局は自白に頼らざるを得ない事件になりました。しかし、彼は、逮捕されても当然自白できるわけがないから、当初否認をしていたわけですが、23日間のうちの20日目に拷問的取調べに耐えられず、自白させられたということです。その間の取調べのひどさは死刑判決の1審判決でも指摘せざるを得ないくらい長時間の取調べが行われました。弁護人の接見もほとんどなく23日間のうちの3回ぐらい、1回5分とか15分ぐらいしかなくて、その間ひどい取調べを受けました。彼自身が法廷で、取調べの際に殴られたり、蹴られたり、便器を取調室に持ち込ん

であった元ボクサーの袴田巖さんを強盗殺人、放火、窃盗の容疑で逮捕。袴田さんは、逮捕前から否認していた。しかし、取調室に便器を持ち込まれて捜査官の前で排便させられるなどし、1日平均12時間に及ぶ長時間の取調べの結果、9月6日に、自白調書をとられるに至った。

同月9日、静岡地検が袴田さんを強盗殺人、放火で

でやらされたりということをきちんと言ったので、その一部が1審判決で認定されました。

だから、今問題になっている弁護人の取調べの立会いとか、録音・録画が導入されていれば、そういった密室での拷問的取調べの記録が残されているところですが、そのようなことが一切ないまま、まったく警察の言いなりに自白調書を取られてしまいました。その自白は、実は後日嘘だということが分かるわけですね。当初は何が何でもパジャマがスタートになって、微量の血痕は被害者側の返り血じゃないかということにされていました。

しかし、後日、科警研でもう1回血痕を調べたところ、検出できませんでした。それほど微量だったわけです。そのあたりから、やっぱりこれが犯行着衣というのはおかしいということが捜査側でも問題になっていたんじゃないかと思います。それが後の、事件発生から1年2カ月後にみそ樽から発見された「5点の衣類」の発見につながる。

前田：そうすると、客観的証拠が極めて少ない中で自白獲得の捜査が強引に行われたということですか。

西嶋：代用監獄を利用して長時間の取調べが行われて、弁護人の立会いもなくて、いいように調書が作れてしまうこととなって、別の言い方をすれば人質司法ですね。捕まえてきて自白さえ取ってしまえば、それで公判が維持できると思ったということでしょう。

前田：よくある手法で、冤罪の典型的な1つのパターンですね。

2 東電女子社員事件の捜査段階

前田：一方で東電女子社員事件の捜査の問題については、指摘できるようなことがあるのでしょうか。

起訴。袴田さんは、公判では公訴事実を全面否認して、無罪を主張した。事件から1年2カ月経った1967年8月31日、同社の味噌タンク内から「5点の衣類」が発見された。1968年9月11日、静岡地裁は、「5点の衣類」を被告人の犯行時の着衣と認定するなどして、死刑判決を下した。

1976年5月18日、東京高裁が控訴棄却。1980年11月19日、最高裁が上告棄却。

2014年3月27日、第二次再審請求において、静岡地裁が、再審開始と、死刑及び拘置の執行停止を決定。袴田さんは、30歳で逮捕されてから約47年半ぶりに釈放された。

神山：東電女子社員事件でも、とにかくオーバーステイで逮捕して、そのオーバーステイは間違いありませんから、その期間を利用して女子社員殺害についても自白を求めるといことはされていましたね。我々が、委員会派遣で弁護人に付いたことによって、すぐにこれは別件逮捕だということを検事に言っていて、オーバーステイは直ちに起訴をさせることとなりました。起訴をさせた後、強盗殺人で逮捕されるかと思いきや、実は入管法の起訴が3月30日で、強盗殺人の逮捕は5月20日に入管法の判決があった日なんですね。だからそれまでの間は、起訴後勾留を利用して、取調べが続きました。

この取調べに対して弁護団はそれぞれ毎日接見をし、本人から取調べ状況の聴取りをするとともに、完全黙秘でいくと、とにかく何も言うなということ徹底しました。それがやっぱり功を奏したんだと思います。取調べに対して何の情報も捜査官側に与えないということが、いかに強い武器になるかということであらためて感じることができました。

ただ、当時はもちろん取調べが可視化されていませんし、弁護人の立会いはもちろん認められないということで、我々が毎日行ったら励ましてくるということしかできませんでした。取調べが可視化されてテープが回りだすと、さすがにテープの回っているところで、そうそう厳しい言葉を投げ掛けるわけにもいかず、そうそう長い間説得を続けるわけにもいきませんので、その分黙秘をしやすくなる環境が整うだろうと思います。そういう意味においても、黙秘が武器であり、しかもそれが基本的人権を守る最大の武器だとすれば、取調べの可視化は絶対に大事だなと感じています。

前田：今のお話を伺うと、東電女子社員事件では、当時、弁護士会が当番弁護士制度を発足させてい

て、かつ、委員会派遣で弁護士会から弁護人を派遣する制度があったことの意義は、大きいですね。

神山：そうです。これは本当に大きいと思います。これがなければ、オーバーステイの段階と起訴後勾留の段階で、彼は、まあ否認は貫いたかもしれませんが、それこそよくいわれる過剰な弁解を残して、後々それが足枷になったということは十分にあり得たと思います。そういう意味では弁護士が早期に付き、しかも当時は法律扶助協会を利用して佃君を入れた3人体制で弁護をやり、3人が協力して接見を繰り返すということもできたことは、非常に大きいと思いますね。

前田：起訴後は3人とも国選ですか。

神山：法律扶助協会を使って被疑者段階で3人が弁護人に付いていたのですが、起訴後は、国選を3人は認められませんでしたので、国選弁護人と私選弁護人の併存を求めたのですが、それもだめでした。結局、弁護団に石田先輩や丸山先輩に入ってもらって、全員ボランティアの5人態勢でやることになりました。

3 袴田事件の捜査弁護

前田：袴田事件は、弁護人は付いていたが、連日接見するなどの弁護活動はなされなかった。これは弁護人の立場からすると、1つの反省点と言えば反省点でしょうね。

西嶋：当時、捜査段階で接見した弁護人は、今は、3人ともおられないので、実情を聞くこともできませんが。

前田：袴田さんの場合には45通の供述調書が作られて、確定審の1審判決では、そのうち44通は証拠から排除されて、1通だけ証拠として採用されたの

東電女子社員事件とは…

1997年3月19日、東京都渋谷区のアパートの空室で、東京電力に勤務する女性（当時39歳）の遺体が発見された。同月23日、警視庁は、殺害現場に隣接するビルに住むネパール人のゴビンダ・プラサド・マ

イナリさん（当時30歳）を入管法違反（不法滞在）容疑で逮捕。ゴビンダさんは、同月30日に同容疑で起訴され、同年5月20日に懲役1年執行猶予3年の判決を受けた。同日、警視庁は、ゴビンダさんを強盗殺人容疑で再逮捕。同年6月10日、東京地検は、ゴビンダさんを同容疑で起訴。ゴビンダさんは、入管法違反で逮捕・勾留された段階から、捜査機関に強盗殺人の

ですね。

西嶋：起訴前の供述調書は強制的・威圧的影響下での取調べによるものとして任意性を否定し、起訴後の供述調書は違法な取調べということで、証拠排除されました。しかし、何で検察官調書の1通だけ残すのか、まったくこれは一貫していません。それがないと有罪認定できなかったんだと思います。

4 外国人事件の特殊性

前田：東電女子社員事件では、弁護士が毎日接見をされて、激励をし、黙秘をするように勧められたということですが、もう1つ、外国人事件で通訳人が存在していたことが、取調室の完全密室化を防ぐ1つの手立てになったのではないかと感じたりもするのですが、この点での神山さんのお考えはありますか。

神山：東電女子社員事件ではあんまり感じませんでしたが、それは言えると思いますね。本当にちゃんとした通訳人が入っていれば、その分でも密室は一部破られますから、そういう意味ではいいと思います。それからいい通訳人の場合は、やっぱり捜査官が言った内容通りのことしか言いませんので、それが通訳を介されることによって、言葉の暴力、言葉の圧力が当然弱まりますよね。そういう意味でも意味があるだろうと。

ただ、逆に言うと通訳人も選ばないと、その通訳人が捜査官とは別個にいわば取調官のような振る舞いをしてしまうということもありますので、そこは注意しなければいけないところだと思います。

前田：最近では警察官が取調べの際の通訳人を兼ねることがあって、私は、それについては中立的な通訳人ではないとして、反対する意見を持っています。

Ⅲ 公判段階（1審）

1 袴田事件の公判段階（1審）

前田：捜査が終わって起訴された後の袴田事件の1審はどのような展開だったかご説明いただけますか。

西嶋：僕は経験的な事実を語ることはできないですけど、記録上で確認する限り、基本的に調書不同意ということで証人尋問がずっと行われたことは間違いない。それは工場関係者、事件直後に駆け付けた近隣の人々、消防活動に携わった人、それから捜査官、こういう人たちをかなり調べていますね。だから弁護側からも当時着用していた衣類が違ふとか、そういう反証活動等はしていますけれども、「5点の衣類」そのものについて、これはインチキだということを正面から切り崩す弁護活動はしてないですね、残念ながら。

反対尋問をするについて、どうもやっぱり準備不足ですね。今は開示されている事件直後の工場関係者、近隣の人々の調書は、必ずしも当時の弁護側は目にしていませんから、十分な反対尋問はできなかったでしょうね。

前田：当時は、弁護人が証拠開示を求めるということとはされていないのですね。

西嶋：思い付かないでしょう。やれば応じるという運用もありませんでしたから。

前田：ありませんでしたね。

西嶋：検事は自分の立証に役立つものしか開示してないからね。

神山：そうそう。

前田：そういう意味では、当時から証拠開示が制度として確立している、例えば、今の公判前整理手続きのような証拠開示請求制度になっていけば、また

自白を求められたが、強盗殺人については否認して黙秘を貫いた。

2000年4月14日、東京地裁は、「疑わしきは被告人の利益に」の鉄則に従って判断するのが相当として、無罪判決を下した。

しかし、2000年12月22日、東京高裁は、ゴビンダさんを無期懲役とする逆転有罪判決。2003年10月

20日、最高裁は、上告を棄却した。

2012年6月7日、再審請求審の東京高裁は、DNA鑑定の結果、犯人が別の男性Xとの疑念を払拭できないとして、再審開始および刑の執行停止を決定。同月15日、ゴビンダさんはネパールに帰国。同年11月7日、東京高裁が無罪判決を言い渡した。

違う展開にはなっていたのでしょうね。

2 東電女子社員事件の公判段階（1 審）

前田：一方で東電女子社員事件は、1審は無罪の判決が出ていますね。判決の問題点はないですか。

神山：無罪になりましたから、弁護としては十分にやったんだろうと思っています。ただ、今、袴田事件で指摘された証拠開示の問題については、1997年当時は公判前整理手続きはありませんので、我々は全面的証拠開示を口頭で何度も求めましたけれども、やっぱり検察官は一切応じるつもりはないという非常にかたくな態度でした。

そういう面では非常に厳しかったと思います。特に証拠開示の点で弁護団が悩んだのは、捜査官の手元には被害者が付けていたノートがあるわけですね。お客さんといつセックスをしたかが書かれていた。現場の便所の中にあったコンドームの精液がゴビンダさんのものであることは間違いありませんので、彼はいつその部屋でセックスをしたのかは言わざるを得ない。

それで被告人質問を先にするのか、それとも手帳の開示が先なのかということは、かなりもめました。検事としては一切出さないということでしたので、被告人に先にしゃべらせるのかどうかについては、弁護団会議でかなり熱を帯びて議論しました。結果的には、本人が真実を言っているのであれば必ず証拠は付いてくるという信念で被告人質問を実施して、「だいたい事件よりも10日ぐらい前に当該被害者とあの部屋でセックスをしました」ということを言って、その後、手帳の開示を見たら、ちょうどそこに符合するところに「?外人」という記載があって、裁判所が無罪の心証を取る大きな理由にな

ったのかなと思います。

そうやって考えると、公判前整理手続きの中で証拠が出てくると予定主張の兼ね合いですよ。どこでどう証拠を見て、どこでどう主張を言うのかということが、まさに弁護人としては悩みどころになると思います。そこは弁護の技術をまだまだ磨いていかないといけないだろうと思いましたね。

前田：それはよく言われますよね。開示を受けた後に被告人がはじめて主張するのと、開示を受ける前に主張していたのでは、被告人の供述の信用性の評価が変わってきます。ですから、弁護人は、開示を受ける前から被告人が主張していたこと、そしてそれが真実であるということを、どうやって証明していくか、これが弁護活動として非常に重要になってきますね。その1つとして弁護人が予め供述録取書を作成することがあります。東電の事件は弁護人の決断がよい結果をもたらしたということですね。

神山：今言われたように被告人の供述を弁護人が保全していくことは非常に大事なんですけど、ただ、いかんせん、証拠を見てない段階で、その保全が本当に客観的証拠と矛盾しないのかどうかは分かりませんから、ある意味いちかばちかになりますよね。

前田：そうなんですよ。

神山：本当に悩ましいところがありますよね。

西嶋：そういう供述は公証役場で確定日付を取ってくるのです。

神山：もちろん取ります。供述を聞いて、しかもすぐにはまとめないで、また接見に行って、要するにある程度議論をして、これは崩れないということがまとまったところで調書を作って、確定日付を取っておくことはします。ただ、被告人は故意に嘘をつくわけじゃないんだけど、よく覚えてないことがあります。



【袴田事件】

発見されたズボンが袴田さんには小さすぎて履けない様子

前田：話していることが客観事実と合致しないことがありますね。

神山：やっぱり客観的証拠とのずれが生じる可能性がありますよね。実は東電女子社員事件も控訴審で有罪になったときには、そのずれを突かれたんですね。そのときにいくら売春料を払ったんだと。本人が「確か4,500円だったかな」と言ったんですね。それに対してノートの記載は0.2万円ですから、2,000円なんですね。これは違うじゃないかと。そんなことは、実は他の開示された多くの売春客の調書を見ても、だいたい初めに取られた調書では売春料が間違っています。後で呼ばれて、被害者から手帳を見せられて、「前に聞いたけれども、ひょっとしたら金額が間違っているんじゃないの」と言われたら、「ああ、そうかもしれません」という訂正の調書になっていて、それぐらいのことなんだけれども。

前田：そういうものでしょう。

神山：そこはやっぱり有罪にしようと思えば、そういうところを突かれてしまうという怖さがありますよね。

前田：常にありますね。

IV 公判段階(控訴審)

1 袴田事件の公判段階(控訴審)

(1) 「5点の衣類」

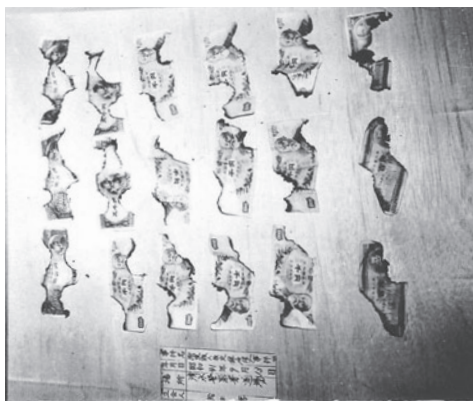
前田：袴田事件の控訴審はどういう推移だったのですか。

西嶋：1つは「5点の衣類」が彼のものではないということを、出てきた後にずっと争っていたのですが、

結局それが認められることにならず、高裁に行くことになりました。弁護の中心は「5点の衣類」をどう崩すかということで、1つはそのズボンは小さすぎて袴田さんには履けないこと。それと現実に本人のものと思われるものは、差し入れる予定でここにあるじゃないかということを法廷に出したりして、反証活動をやりました。結局、裁判所は、自白はこっちに置いておいて、「5点の衣類」だけが一人歩きをする感じで、彼は拘禁生活が長引いて体重が増えた、一方ズボンはみそに漬かっている間に収縮したとして、彼の着衣と認定しました。

ところが、実際は裏地が収縮してないんですよ。表地と裏地にそんな矛盾がでるわけがないので、裏地が収縮してないということは縮みがなかったということです。それは後日裏付けられるわけです。現実に着装実験というのをやったら、履けないんです。第1次再審の過程で、被服の専門家に見てもらったら、履けないのはウエストの問題ではなしに、その前のものところにつかえているんですよ。これはもともと合わないんだということが、第1次再審で問題になりました。だけど控訴審の段階では、そこまで綿密な立証をせずに、見た目の問題で履けないと主張していました

「5点の衣類」の中のズボンの本体のすその切断面と、袴田さんの実家から出てきたズボンのすその端切れが一致するという問題もありました。この問題は、弁護団もかなり苦労して、結局、最後まで謎が解けませんでした。だって、それはそうでしょう。今から見れば捜査機関がズボンを切って、片方はみそ樽、片方は袴田さんの実家に置いておけばいいわけですからね。それを切断面が合うはずがないことを証明する方が無茶です(笑)。



【袴田事件】

左上と右下の発券番号の部分が焼かれたお札

(2) 盗まれたお札

西嶋：それから捜査機関の捏造で言えば、もう1つ、盗まれたというお金の問題もありました。

発見されたお札は、左上と右下の発券番号という印刷した番号の部分が全部焼かれていました。しかも、これは彼が自白した後に清水郵便局で発見されて、清水警察署あての封筒の中に入っていました。警察側のシナリオによると、これは彼が親しくしていた女性に犯行後預けていて、その女性が投函したということになっていました。ご丁寧にも発見されたお札の一部に「イワオ」と書かれていました。それから封筒の中に便箋が入っていて、袴田の罪を問うなど書いてありました。その筆跡がその女性の筆跡だということでしたが、この筆跡は裁判所も2審で断定できないと言っています。

それからパジャマに付いていた油。これは工場にある油を持ち込んでばらまいた際にパジャマに付いたということが1審の鑑定で有罪証拠になっていました。しかし、高裁の段階では、再鑑定の結果、必ずしもそう言えないとされました。

ということで、弁護側もズボンと端切れの切断面の一致を除けば、反証できたという確信を持っていたらしいのですが、控訴棄却になりました。

前田：客観証拠の評価をめぐって、そのような点を相当争ったのですね。

西嶋：そうです。もちろん自白は嘘だということがとくに分かっていたので。

前田：確かに発券番号の部分だけが全部燃えた紙幣はおかしいですね。

西嶋：今から考えればね。今度の再審開始決定でも「このような証拠があること自体が不自然である」と「捏造の疑い」を指摘しています。紙幣の発券番号の部分だけを焼いたり、わざわざ「イワオ」と

書かせたり、メモを入れたりして、不自然だということですよ。

(3) 控訴審判決の問題点

前田：そうですね。結局、高裁が有罪にしたのはどうしてですか。

西嶋：結局、「5点の衣類」が彼のもので犯行時に着用していたというのが揺るがないということになったんですかな。その段階では、まだ血痕問題なんかも残っていたんですよ。つまり、彼の右肩もけがをしていたと。「5点の衣類」の一番肌に接する半袖シャツの右肩部分にもB型の血液が内側から付いていると。彼もB型で、血痕が一致するというので、かなり決め手みたいになっていました。それとズボンの端切れの問題ですね。

しかし、血痕問題というのは別に矛盾がないというだけの話で、一致というのはおかしいわけですね。清水市（当時）の成人男子でも何千人ものB型の人がいるわけですから。だけど、控訴審では、そこまで正しく見てもらうということではなく、端切れ問題も崩せなかったし、B型の問題も崩せませんでした。

前田：1通だけ証拠採用した自白調書の評価は変わらなかったということですね。

西嶋：ただ、自白調書は嘘だと分かっているわけですよ、自白調書に出てくる犯行時の着衣が「5点の衣類」の発見により変わっているわけですから。

前田：そうですね。

西嶋：だから自白調書は有罪認定には使われてないけど、犯行のプロセスとかは全部自白調書をヒントにして認定しているわけです。

前田：自白調書の信用性の評価は、もう一度考え直せば、高裁段階でも十分にひっくり返すことができ

たという気がしますね。

西嶋：しかも今回問題になった「5点の衣類」の発見の経過そのものをちゃんとフォローすれば、おかしいことは控訴審の時点で分かっているわけです。だって、事件直後にも警察はみそタンクの中を全部くまなく搜索していました。それが1年後に出てくるのはおかしいじゃないかと、今回の再審開始決定もはっきり言っているんですよ。もともと袴田さんにとっては自分の職場で、いずれ半月もすれば新しいみそを仕込むことになっているのは分かっているわけです。事件が6月30日で、7月20日には新しいみそを仕込んでいるんですよ。だからあと20日ぐらいてタンクの中身が入れ替わるわけです。そんなところに分かっていて、何で「5点の衣類」を入れるかと。

前田：そんなところに犯行で使ったものを入れるかということですね。

西嶋：そういう常識的な目で見ると、確におかしい。でも有罪だと思い込んでいる人には、そういう矛盾は見えてこないわけですよ。

2 東電女子社員事件の公判段階（控訴審）

前田：東電女子社員事件の控訴審も同じですが、この人はひょっとしたら犯人でないのかもしれないという目で記録を見たら、幾つもおかしいところが出てくる、疑問だらけだと、まさに合理的な疑いを超えた証明はなされていないという判断に至るはずだと思うんですけど、高裁では、そういう思考がなされていないように思えます。

神山さん、東電女子社員事件では1審で無罪になったのに控訴審で逆転有罪になりましたね。その原因は何だと分析していますか。

神山：前提として1審無罪判決を覆すような新しい事実が控訴審で出たということはゼロなんですよね。

完全に評価を変えているだけなんです。1審の無罪判決は、今でも素晴らしいと思います。検察官が主張する被告人と犯行との結び付きを推認させる各事実は、一見すると被告人の有罪方向に強く働くもののように見受けられるが、仔細に検討すると、なお合理的な疑問を差し挟む余地が残されていると言わざるを得ないのであり、そうすると疑わしきは被告人の利益にとの刑事裁判の鉄則に従って判断するのが相当だとして、無罪を言い渡しているわけですね。

ところが2審判決というのは、結局、間接事実の評価をし直して、こう考えれば矛盾しないじゃないかということを書いて、評価をどんどん変えていくことによって最後の結論をひっくり返しました。今言われたように、有罪だと考えれば決定的に矛盾する証拠は出てこないんですね。有罪と考える上で決定的に矛盾する証拠が出たら起訴しませんから、そんなものはあり得ないわけです。

逆に、無罪と考えて、すべての証拠が矛盾なく説明できるじゃないかというような視点での吟味、検討がなされないんでしょうね。なされない理由は何かという、今言われた裁判官の頭が犯人だと先入観を持ってしまうと、そっち方向へ頭が行くんだとしか思えないですけどね。

前田：神山さんが1審判決は素晴らしい判決だと言われましたが、刑事裁判における事実認定はすべてがそうでなければいけないのではないのでしょうか。最近私は、裁判官が本当に1人の無辜も罰してはならないと思っているかどうか疑問に思っています。刑罰を科するのが刑事裁判の目的であるとするなら、1人や2人の冤罪者が出て、有罪者を逃さない

いうことの方が大事なのだという思いが裁判官の多くを支配しているのではないかと。

僕は最近いろいろな事件を見てきて、1人や2人の犠牲はやむを得ないと、それよりは治安を守り、有罪を逃さないという価値の方が大事だと思っている刑事裁判官がかなりの割合を占めているとの思いが強くなっていますね。もちろんそうでない方もいらっしゃるし、そういう裁判官は少なくないと思いたいけど…。

西嶋：名張毒ぶどう酒事件だって同じでしょう。

神山：そうです。

西嶋：東電女子社員事件も同じでしょう。

神山：そうです。

西嶋：福井女子中学生殺人事件だって同じですよ。

前田：東電女子社員事件、足利事件、それに袴田事件での控訴審が、刑事裁判のルールを徹底して、合理的な疑いを超えて立証がなされているかどうかという観点から厳密な判断をすれば、おそらく確定審の段階で無罪になったと思うのですけど、それはどうですか。

西嶋：僕もそう思いますよ。袴田事件の「5点の衣類」なんて、あんなにインチキな証拠はありませんから。自白調書もぼろぼろですし。

前田：なぜ有罪だと思ったのか分かりませんが、裁判官が証拠の評価を全部有罪方向に整理してしまっていますね。

神山：やっぱり怖いのは無罪方向の証拠が見えなくなるんだと思うんですよね。東電女子社員事件の1審無罪判決の大きな1つの柱は、被告人の土地勘のない場所から被害者の定期券入れが見つかったことでした。

前田：そうでしたね。

神山：ところが、控訴審は、それを無視するわけです。

それがあろうが、なかろうが有罪は動かないという判断をしてしまうわけですね。その怖さですよ。

前田：どうしてなんだろう。そこがよく分からないですよ。

神山：正直言って、弁護団は、控訴審における被告人質問のときの裁判長の態度を見ていて不信は感じていましたけれども、まあ、しかしあの証拠調べでひっくり返る理由がないじゃないかと本当に思っていましたからね。

ただ、怖いのは再審になったときにあらためて新聞報道等を見ますと、当時この東電女子社員事件の2審の有罪判決は、自白のない間接事実だけの証拠評価のあり方として、ある意味1つの参考になると言われていたらしいんですね、裁判所の中では。

前田：裁判所の中ではでしょう。

神山：何ということかと思いますよ。

前田：怖いですね。

神山：要するに少ない証拠で有罪にする、いわばお手本のような書き方だと言うわけですよ。その感覚からして、やっぱり怖いと思います。

前田：今までのわが国の冤罪のパターンは、客観証拠がない中で強引な取調べがなされ虚偽自白となったケースが多かった。ところが、東電女子社員事件は虚偽の自白がない事件でした。事実認定のあり方が、非常に重要だと思ったのがこの事件でした。

V 公判段階(上告審)

1 袴田事件の公判段階(上告審)

前田：袴田事件の上告審は何か新たなコメントをした

のでしょうか。

西嶋：「5点の衣類」、特にズボンの端切れとズボンの切断面、これを検事は勝ち誇ったように一致するじゃないかと言うわけです。弁護人は、この点をうまく言えないわけですよ。

前田：説明しようがない。

西嶋：一致して当たり前ですからね。捏造だということが証明できないからということ。

前田：捏造という主張は、再審段階ではされたようですが、当時の確定審のレベルでは、弁護人としては出せなかったということなんでしょうか。

西嶋：捏造という取っ掛かりがありませんでしたから。これは彼のものではないと言うのが精いっぱい、日ごろ履いていたズボンはこれだを出して、胴回りも違うし、股下も違うしと言っていました、それは見向きもされませんでした。

2 東電女子社員事件の公判段階（上告審）

前田：一方で東電女子社員事件の上告審は、どうなったんでしょう。

神山：東電女子社員事件の上告審は本当に三くだり半でしたね。ただ、上告審においては、弁護としては実験をして、現場から発見された精液の精子の形状から見て、事件時のものではなくて、それよりももっと古いものだということの鑑定を出したりしたんですけど、何も触れてくれませんでしたね。

前田：何も応答せずということですね。

神山：東電女子社員事件は、1審無罪で、それを東京高裁、最高裁が有罪と認めたというところに、問題をもっと感じてもいいと思うんですよ。

VI 再審段階

1 袴田事件の第1次再審請求

前田：袴田事件は有罪判決が確定した直後に再審請求をしておられるんですか。

西嶋：そうです。

前田：再審の経過をご説明いただけますか。

西嶋：第1次再審の申立て当時に用意できた新証拠が、くり小刀が本当に凶器だろうかという問題で、雨がっぱの中に残されていたさやと現場で発見されたくり小刀が一致しないということでした。「5点の衣類」から見たら遠い存在で、有罪判決を下した裁判官から言えば、関連性の薄いようなことでした。また、油の鑑定をもう1回やってみて、元の鑑定の手法を批判しました。

それから自白調書によれば、袴田さんは、被害者を殺害して油を取りにまず裏木戸へ1回出て、油を持って入ってきて、最後に火を付けて逃げるということで裏木戸を3回出入りをしています。ところが、事件直後、裏木戸は下の留め金と中央のかんぬきは外れていたものの、上の留め金がかけられたままでした。警察は、1審の途中で実験を行い、自白調書のとおりに、裏木戸の上の留め金を掛けたまま下の方だけめくるようにしたらぐり抜けることができたという実験結果の報告書を出してきました。しかし、その写真は、裏木戸の下の方だけが写っていて、肝心の上の留め金が写っていないんですよ。その写真を物理学の先生に測定してもらって、上の留め金を外さないと同じような写真を撮ることはできないことを明らかにしました。

しかし、「5点の衣類」のところで勝負がついていたものですから、結局、1審の静岡地裁の決定

は、そういうのは新証拠の明白性がないと判断しました。

それから途中でくり小刀で本当に殺傷できるかということを実験しました。4人の合計で四十何カ所か傷がありますから、通常、小刀は刃こぼれしたり、曲がったりするわけです。そのことを豚を使って実験したりしました。

また次女の傷は胸の表面から入って脊椎まで通っていましたが、それだけの深さはあのくり小刀では届かないだろうということを、ほぼ体形が一致している、87センチの胸囲に近い人をモデルに選んで、日大の先生のところでMRIに乗せてシミュレートしてもらいました。そうすると、多少腹のへこみ具合も考慮に入れてやりましたが、とても届きませんでした。ところが、静岡地裁の再審棄却決定では、事例が少ないとか、体型が似てないとか、いろいろ言って認められませんでした。

即時抗告審では事例をさらに増やしたりというやりましたが、結局だめでした。

つまり、1次再審では「5点の衣類」そのものを直接的に崩す材料が見つかってないものだから、周辺のらしきものを崩していくということしかできませんでした。だから僕から言わせれば、1次再審は、確かに確定判決を追い詰めてないという意味では、限界があったかもしれない。何とか即時抗告審で、DNA鑑定で起死回生をしようと思ったら、これが検出できなかったということで、結局は決め手になる明白性のある新証拠を用意できませんでした。

前田：DNA鑑定は「5点の衣類」の矛盾に迫るものですが、それが残念ながら検出できないのですね。

西嶋：まだ捏造のからくりがちょっと発見できなくてね。

2 東電女子社員事件の再審請求

前田：東電女子社員事件は再審請求では何をされましたか。

神山：今となっては気楽に言えますけど、やっぱり再審を起こしたときは非常につらかったですね。それは1審が無罪になっていて、しかもそれはいわば疑わしきは被告人の利益で無罪になっているわけだから、ある意味叩きようがないわけですね。

前田：評価の問題になってきますね。

神山：そうです。ゴビンダさんは「とにかく1日も早くネパールに戻りたい」と。ついては「再審を早く起こして欲しい」ということでしたので、じっくり考えて新証拠を用意するという時間的な余裕もありませんでした。

再審請求以降も証拠開示を言い続けてきましたけれども、裁判所も動かなければ、検察も動かない。転機になったのは、5年たった後、門野裁判長になったときに、形としては実質的な新証拠が出せましたので、三者協議を求めて、強く証拠開示を求めました。その際に門野さんが、弁護人が求めているDNA鑑定について、「今するかどうかは別にして、鑑定資料があるのかないのか。あるとすると、どのような保管状況なのか。それは報告されたい」ということを検事に言ってくれて、それが大きな転機になって、検察官から実はこういうものがありますと。では、あるのだったらDNA鑑定をしようじゃないかということにつながっていきました。

前田：新証拠としては、何を出したのですか。

神山：現場に残されていた精液の古さについて、控訴審判決は、便器の中の不潔な環境下にあるんだということでしたので、最高裁で提出した押田鑑定は実際の便器でやったわけですね。控訴審判決では、

大腸菌の影響を受けると判断していましたので、再審では大腸菌はどうなるんだということを検査したら、実は何日かたつともう大腸菌がなくなるんですよ。

前田：なくなる。

神山：だから大腸菌の影響を受けないということが分かったので、それも出しました。結局、そういう新証拠は、再審開始の段階では、DNA鑑定の方で明らかになったので触れられませんでしたけれども。

前田：結局、ゴビンダさんの言う10日ぐらい前に被害者とセックスしたという主張を裏付ける証拠づくりをして、それを再審請求の新証拠にしたのですか。

神山：そうですね。ただ、苦しい中、新証拠づくりをしていかざるを得ませんので、旧来の弁護団だけではどうしても頭が固くなっていますから、若い弁護士を入れて弁護団を拡張して、新しい目でああでもないこうでもないということを議論しました。

大腸菌の問題にアタックしてくれたのは55期の弁護士でしたから、それは力になりましたね。

前田：東電女子社員事件は、日弁連の再審支援を申し出て採用されたのですね。

神山：はい、そうですね。

前田：袴田事件と同じですね。

西嶋：そうですね。さっき神山さんが言ったように、死刑事件は再審請求の新証拠づくりに待ったなしなんですよ。

神山：そうそう。

西嶋：だから何らかの形で証拠らしきものを用意して、結局、決定をもらう時期までの間に何とか集めて、それが5年かかろうが、10年かかろうが、持たせるということも、1つの弁護技術なんですよ。

前田：有期懲役や無期懲役刑での再審と、死刑事件の再審はそこが全然違いますね。

西嶋：だから、第1次再審請求も第2次再審請求も、それ以前の上告棄却や第1次の特別抗告棄却からほぼ1カ月から3カ月ぐらいの間に出しました。そういう意味でも最初の申立書と一緒に添付する新証拠は極めて乏しいのかもしれない。だから検事に証拠を開示しろと。検事は証拠あさはけしからんと。我々は、証拠をあさらなかったら、お前さんが隠している証拠以外にないじゃないかとか言って大げんかして（笑）。

3 袴田事件の第2次再審請求

(1) 「5点の衣類」の色

前田：それでは袴田事件の第2次再審請求の話に移りましょう。

西嶋：結局、1次再審の過程で、新規明白な証拠と主張したものが、まあ、新規性はあるんだけど、明白性がないと言われてしまったものですから、正面から「5点の衣類」を弾劾する証拠を発見するのではなくて、結局自分で実験するしかなかろうということになりました。

前田：捏造の主張をされたんですね。

西嶋：そうそう。だけど1次再審では通りませんでした。2次再審で、まず色からやろうじゃないかと。ところが難題が2つあって、色の経年変化がどうなるかというのは実験すれば出るだろうけれども、発見直後の真実の色は当時分かっていませんでした。たぶんもうちょっと色鮮やかだったのではないかという。

前田：推測なんですね。

西嶋：そうそう。証拠開示請求で、発見直後のカラー写真があるはずだから出せとさんざん言っていました。そのうちやっと開示されたものは、色鮮やか

な下着、スポーツシャツ、すててこ、ブリーフ、みんな色が残っていて、かつ血液の色もばっちり出ていました。ところが、実験の結果、みそ樽に1年つけてしまうと真っ黒けになってしまう。逆に言えば、「5点の衣類」の発見当時のような色鮮やかな状態は、発見直前に漬け込んだ場合がまさにそうだと。こんな数時間、長く見ても1日か2日漬けたらできてしまう。これは明らかに発見直前にみそ樽に入れたんじゃないかと。あとはDNA鑑定でバックアップし、「履けないズボン」の問題をもう一度専門家を動員して計測してもらったり。

前田：みそ樽に漬けてあったという「5点の衣類」の発見直後のカラー写真が証拠開示されたと。

西嶋：そう。これが大きかった。

前田：その証拠が開示されるに至る経過はどうだったのでしょうか。やはり裁判所が検察に何らかの働き掛けをしないと出てこないですよね。

西嶋：僕は第2次再審では始めから「5点の衣類」は捏造だと主張していましたから、前任の裁判長が「これだけ言われているんだから、検察官、弁護人が言っているように証拠開示をされたらどうですか」と言いました。これが大きな転機ですよ。もちろん僕は、こちらは特定のしょうがないから、全部開示しろと求めています。検察側は、全部ではだめだ、特定しろと。しょうがないから、いろいろとやっていった中で、どんどん出てきたわけですね。

神山：やっぱりひどいものですよ。みそ樽から出てきた「5点の衣類」の発見時の写真みたいな重要な証拠が、それまで開示されてないということ自体がね。

西嶋：そうなんです。

神山：それをささないままずっと来ているとは、何か

すごいインチキというか、証拠隠しですよ。

西嶋：そうそう。

神山：それで議論をさせているということ自体がね。

(2) 「5点の衣類」のサイズ～「B」の表示

前田：袴田事件では、確定審の控訴審のときに問題になった、ズボンのサイズですか。「B」は型、すなわち大きさの表示だとされていました。

西嶋：そう。あれも今度初めて開示されたんですよ。

前田：そして色の表示だとわかった。

西嶋：二重のインチキがあって、警察は発見時の捜査報告書を作っているわけです。実際は、同じ製品のメーカーのサンプルには「B色」と書いてあります。ところが、捜査報告書には、「寸法4、型B」と、「型」という字を入れて、「B」は型を意味するんだとインチキの報告書を作っていました。それがずっと最高裁まで行くわけです。検事は、当然、途中で「B」は色を意味すると知っているわけです。そういう意味では、裁判所はだまされたということですよ。

前田：裁判所がその「B」というのは型とってしまった。

西嶋：そう、B体だと。

前田：そういうふうに誤解したと。

西嶋：ところが、今回、証拠開示の結果、メーカーの調書が出てきたら、メーカー側は色をABCグループに分けて、これはB色群だということで、Bが型だなんてとんでもないとわかりました。現にこれですということで同じB色のズボンのサンプルを出してきてくれたんです。それを捜査機関は当時から押収していたわけです。

前田：当時すでに、メーカーの担当者の「B」は色だという供述調書を作っているのに、捜査機関、



警察が「B」というのは型であるということにした。

西嶋：それがずっと最高裁まで行った。

前田：検察の方も騙された。

西嶋：当初はそうです。だけど、それは途中で分かります。

前田：検察はメーカーの供述調書を見るでしょうね。

西嶋：見ている。それは知らなかったと言えない。

前田：言えないですね。捜査機関が裁判所を欺いている。

西嶋：そうそう。今回、その点に関しては、検事も脱帽しました。これは間違いだったと。

神山：検察官は途中で気が付きますよね。気が付いて何とも思わないんですか。

西嶋：そこは何ともね。当然、これは控訴審の段階の検事も気が付いています。もっと言えば1審の途中から気が付いているでしょう、こんなことは。

前田：そうですね。

西嶋：もっとも、これはこの捜査報告書に弁護人が同意しているという問題もあるのかなと。

(3) 東電女子社員事件・袴田事件にみる 検察官の証拠隠匿

神山：今なぜそんなことをお聞きしたかという、東電女子社員事件でも、再審における証拠開示の中で、事件直後、捜査機関が遺体の乳房をぬぐって、唾液の発見をしていて、ABO式の鑑定の結果、O型と出ていたことがわかりました。ところが、ゴビンダさんはB型なんです。被害者はO型なんです。確定審の控訴審判決では最終性交者がゴビンダさんという認定をされましたが、被害者の乳房からO型の唾液が出ているということは、要するに最後に性交した人はO型の人間ですよ。

西嶋：それはそうだ。

神山：そうすると、情況的にはかなり無罪方向を示すのですが、それを再審になるまでずっと我々は知らなかった。我々も証拠開示をそこまで求めていなかったと言われればそうなのですが。これが強姦事件とか強制わいせつ事件だったら、ひょっとしたらそういうところまで具体的に踏み込んだ証拠開示を求めていたのかもしれませんが、強盗殺人事件だから、捜査機関が遺体の乳房をぬぐっているかどうかまで気がまわらなかった。

今の公判前整理手続きであれば、遺体に付着しているものすべての採取過程とその鑑定の開示を求めるということで開示されたでしょうが。

西嶋：そういう捜査資料も起訴当時あったわけだ。

神山：と思います。

西嶋：起訴検事は、それをちゃんと見ている。

神山：そうなんです。だから問題はそこだと思うんです。検事は見ていると思うんです。

前田：袴田事件と同じことですね。

神山：見ていて隠したとしたらひどいし、見ていて見抜けなかったとすると能力がないしね。

前田：分かった検事はいるが、そのままに進めたということですね。

西嶋：袴田事件でも、起訴検事は知っていたかもしれない。あるいは少なくとも公判検事は知っていたかもしれない。

前田：その可能性は大きいですよ。それで再審段階で証拠開示を裁判所が命じ、検察官もそれに応じた。袴田事件で衝撃的な話だったのが。

西嶋：「5点の衣類」の発見当時の色と、「B」というやつね。

(4) 録音テープの存在

前田：他にありますか。

西嶋：あとは、今まで僕らが目にしていたのは、彼が自白したという自白調書45通、これしか開示されていませんでした。でも、絶対、否認調書もあるはずなんです。新聞で、彼が否認している取調べの状況をテープに録ったという報道がありました。当時はそれに気が付かなくて、今度の第2次再審になってから、もう1回新聞報道を見直した中で見つけました。そこで、彼の否認調書、彼の取調べを録音したもの、それから事件直後の否認を裏付けるような関係者の供述があるんじゃないかというので事件直後の関係者の供述調書、それと「5点の衣類」発見前後の今まで出ていない記録を全部開示しろということで請求したところ、それまでの開示分と合わせてトータルで600点近い供述調書、捜査報告書が出てきました。

そこで僕らが驚いたのは、1つは事件直後に袴田さんが消火活動に加わっている。袴田さんは、パジャマのまま、工場関係者2～3人と一緒に、寮の2階から下に下りて行って現場に駆け付けて、消火活動を最初からやっていました。消火活動の中で袴田さんがけがをした、さらに同僚の中にけがをした人も何人もいるわけです。

それから、現場に駆け付けた近隣の人たちは、裏木戸は閉まっていたと言っていました。それを我々が石をたたいて開けさせて、そこからホースを入れて消火したと、極めて具体的な供述が出てきたんですよ。だから袴田さんが言ったことは最初から間違っていない。裏付けがあったわけです。

前田：合致するんですね。

西嶋：はい。ただ残念なことは、検事がありましたと出てきた録音テープ、これは起訴後のおさらいのテープでした。新聞報道とは違って、ずいぶん後の録音でした。

神山：なるほどね。

西嶋：だから否認当時のものは、まだ謎のまま。

前田：録音テープは採ってあったけれども、自白をなぞるものだったと。

西嶋：そうそう。それも鑑定してもらったら、秘密の暴露も何もないし、真犯人が徐々に自白している過程ではなしに、むしろ無実の人が教え込まれて、説明させられたものだという分析結果が出ました。

前田：同じ死刑再審の松山事件の斎藤さんも同じようなことがありましたね。要するに一部の録画録音が逆に危険という例ですね。

西嶋：そうそう。

4 東電女子社員事件で再審無罪に至った決定的要因

前田：東電女子社員事件が袴田事件より先に再審無罪が確定するんですが、決定的な要因は何でしたか。

神山：先ほどの門野裁判長の勧告があって、検事がこういうのが保管されていると明らかにしました。その中に、現場に残された陰毛や、それから膣内容物を採取したガーゼ等が入っていました。それで、替わった岡田裁判長が検察官に対して「自分たちでDNA鑑定したらどうだ」ということを言ってくれて、検察官がDNA鑑定したわけですね。

そうすると、その膣内容物の中に男性の精液が1つありました。それをXさんとする、XさんのDNAがきれいにしていると。それで現場に残された陰毛の中に、まさにXさんの陰毛があると。そうすると、Xさんが膣内容物に精液を残しながら現場に陰毛を残しているわけですから、これはとても怪しい人物が1人いると。そうすると、当時あの部

屋で被害者とセックスをできる人間がゴビンダさんしかいないといわれていたんだけれども、いやいや、ゴビンダさんどころか、Xさんがちゃんとセックスしているじゃないかと。しかもXさんがセックスした直後に被害者が亡くなっているわけです。そこから動きだしました。

ただ、そういう証拠が出たにもかかわらず、検察官があきらめないんですね。以後、検察が何をやったかという、いや、実はまだ証拠があると、それをDNA鑑定したいと言うわけです。検察官は以後3度DNA鑑定をやるんです。他の証拠からゴビンダさんのDNAが出れば一発逆転ができるという思いなんでしょうけれども。

しかし、逆に次々DNA鑑定をやることによって、Xが犯人だということがより明らかになっていく。あれだけはっきりした証拠があるにもかかわらず、検察組織があきらめないでやり続ける。しかも、再審開始決定が確定した後も、また鑑定するんです。それで最後に、その被害者のつめが残されていて、つめからXと矛盾しないDNAが出るわけで、それでやっと再審公判のときには、検察官もゴビンダさんが犯人でないということを表明することになるわけですけれども、そこまで粘るわけです。

前田：先ほどの乳房の唾液は、DNAの関係ではどうなったんですか。

神山：ゴビンダさんのは出なくて、XさんのDNAが混在しているとして矛盾がないということでした。

やっぱりそこまであきらめないでやるという検察官の体質ですよ。例えば袴田事件も、今後、検察がどこまでその争いを続けるのか、そういうところは検察のあり方を考える上でも問題が残っているなと思います。

前田：再審請求の過程で証拠開示を裁判所が命じた。

また裁判所が被害者の体内の遺留物とか室内に残った遺留物についてのDNA鑑定を検察に要請して、検察が鑑定した結果、ゴビンダさんではなくて別の人物が浮上したというのが一番大きいですね。

神山：そうですね。

前田：再審請求時における裁判所の証拠開示に関するスタンス、DNA鑑定についての積極的な姿勢が大きな要因ですか。

神山：そうですね。もし証拠開示がされなければ、結局は水掛け論に終わっていたと思います。ただ1審無罪判決は今から見ても正しくて、1審無罪判決は、ゴビンダさん以外の人が101号室の部屋で被害者とセックスする可能性について、被害者及びゴビンダさん以外の人の陰毛が現に落ちているわけですから、それはあるだろうとはっきり言っていたわけですね。本来DNA鑑定請求権のようなものがあって、検察官が持っている証拠を吟味することによって具体的に明らかにするという過程をたどればいいのですが、今の厳しい再審手続きの中では、証拠開示が大きかったというのは間違いないと思います。

あとそれから東電女子社員事件の特徴は、検察官側にすべてDNA鑑定をさせたことですよ。実はこれは弁護団としては悩みまして、検察官にさせていいのかという議論はありました。ただ、なかなか再審が動かない中、裁判所がそこまで言っているんだとすれば検察にやらせた方がいいだろうと。裁判所は、科捜研、科警研ではなく大学に頼むこと、すべてのチャートを明らかにすること、それからできれば再鑑定などで残すという条件を付けて、やらせました。

よかったのは、検察官が「こういうのが残っています」というのは全部鑑定をやらざるを得なかった

ことですね。今から思えば、例えば弁護団が裁判所の鑑定にこだわって、これとこれという目星を付けていると、外していたかもしれません。

前田：逆にね。

神山：そういう面はやっぱり怖いですよ。

証拠開示が大事だと思ったのは、検察官はすべてを開示しているわけではないので、検察官の手元にまだいくらかもあるわけですよ。だからこのままの状況を放っておくと、検察官は補充捜査と称して、自分の手元にあるものを次から次へと自分たちで勝手に鑑定していける。この不公平さというのも実は東電女子社員事件ではかなり明らかになりましたね。

前田：そうですね。

5 袴田事件の再審開始決定

前田：袴田事件の静岡地裁の再審開始決定は、明確に警察の捏造であると認めました。これまでにない決定になりましたが、そのあたりの話をお聞かせ下さい。

西嶋：「5点の衣類」は、いろいろ説明がつかなくて、発見直前にみそ樽に入れ込まれたとしか考えようがないわけです。事件直後に捜索しても出てこなかった。1年2カ月間もみそ樽に入れていたらとてもこんな状態にはならない。どう見たって発見直前にみそ樽に入れられたものだ。それができるのはみそ工場の関係者だろうけれども、警察の指示がなければそんなことをするわけがない。となると、捜査官しかいない。それは警察だと。

そういう目で見ると、彼の実家から発見されたという説明のつかなかったズボンの端切れも捏造が疑われます。再審開始決定書には書いてないけど、

僕らがつかんでいた情報では、端切れを発見した当日の朝、2つのグループの捜査官が袴田さんの実家に来ていて、2回目の捜索に来た捜査官たちが押収目録を作ったりしたのですが、その前にも別の捜査官たちが来ていたのですよ。僕らの調査では、その2回目に来た捜査官も確かに自分の前に別のグループが来ていたということは認めているわけです。ただ、その人が高齢で、もう特養ホームのようなところに行ったりしているらしい。そのことを裁判所に言ったら、裁判所は「もうこれでいいんじゃないか」と。弁護人は、証拠の開示についても全面開示を求めて、それがだめならリストを出せと言っていました。これに対して、裁判所は「弁護人がそこまで言うならまた延びますよ」と言ってきた。そこで、弁護団は今の証拠の状態で決定を出してくれと答えたわけです。

前田：それはある程度の感触があったということですかね。

西嶋：そうですね。裁判所には、「5点の衣類」が捏造だということの心証はあったのではないかと。また、お札についても捏造だと。それからもう1つ、肩の傷まで捏造だとされています。確かに、上のスポーツシャツの穴は1つ、アンダーシャツの穴は2つで、合わないわけです。その位置がまた彼の傷の位置とずれているわけです。

前田：そうですね。上と下が違うということはないですね。

西嶋：はい。これはやっぱり捏造と考えると合理的な理解ができると。だから静岡地裁の決定は、3つの捏造を指摘しています。

僕らはもう1つあるじゃないかと言っています。というのは、「5点の衣類」の半袖シャツの右肩部分に傷がありますが、パジャマの右肩部分にも傷が

あります。それで今までの有罪判決は何といったかという、それは袴田さんが工作したんだと。

しかし、1人の人間が「5点の衣類」とパジャマと両方に工作をやるわけがないだろうと。自白調書ではパジャマで犯行したと言っているのにね。

前田：「5点の衣類」は説明がつかないですね。

西嶋：だから、裁判所は言っていないけれども、まだ捏造の材料はいくらでもあるのです

6 刑の執行停止

西嶋：静岡地裁は、身柄拘束に関連して画期的な決定をしたでしょう。

前田：ええ。

西嶋：死刑の執行停止だけではなく拘置の停止まで決定しました。僕は、事前にその要求も書面で行っていましたが、決定が出てその日のうちに釈放になるとは思っていなかった。検察がその執行を指揮しないのではないかと思います。

そうするとこれは明確に逮捕監禁だから、その点で追及しようとは僕は思っていました。しかし、3月27日午前10時の決定で、彼が出たのは同日午後5時だから、時間はだいぶずれましたが、その日のうちに釈放されました。

静岡地検は、その日のうちに拘置の停止についての抗告を出しました。それで高裁の決定が出るまでに彼が釈放されてしまうと意味がなくなるものだから、静岡地裁に、高裁決定が出るまでの間、拘置の執行停止の執行停止をしてくれと職権発動を促しました。さすがに静岡地裁はとんでもないと、軽く退けました。

前田：それはそうですね。

西嶋：静岡地検の2つの抗告のうち執行停止決定の

抗告は、次の日（3月28日）に棄却されました。というのは、前の日（3月27日）に僕は、東京高裁に再審開始決定書を持って行って、高裁の担当部が決まったら、担当部の裁判官にこれをぜひ見せてと申し入れていました。そうすると、東京高裁は、次の日の昼頃にはもう抗告棄却をしました。それで再審開始決定に対する抗告の方はまだ何もないものだから、僕は1週間ぐらい経ってから三者協議を早く開いて期日を入れてくれと申し入れしました。特に、検察官の補充書は下手をすると半年、1年かかりますが、そんなことをのんびんだらりとされたらたまらないので、速やかに三者協議を開いて、補充書の提出期限を決めてくれと申し入れしました。その他、高裁での審議の進行について打合せをしたいというので、文書による申入れのほかにも、督促の申入れに2回も行っています。

前田：刑の執行停止に関しては、1980年代に死刑再審が4件ありましたけど、全部再審での無罪判決が出るまで拘置の執行停止はされませんでした。足利事件では再審開始決定が出る前に菅家さんは釈放され、東電女子社員事件でも、再審開始決定と同時に刑の執行停止がされました。

神山：東電女子社員事件はゴビンダさんがオーバーステイでしたから、刑の執行停止まで行くかな？と思っていましたが、再審開始決定と同時に刑の執行停止をしてくれました。決定が出て、すぐに検察庁に行ったら、すでに異議申立てをしましたと。それで刑の執行停止についての執行停止の申立てと、執行停止に対する異議の申立てもしましたということでしたので、直ちにまず原審の部へ回ったら、原審の部はもちろん執行停止しないと。それで、異議申立審の裁判所に行ったら、刑の執行停止に対する異議の申立ては、開始決定の異議の申

立てと同時に判断しますということで、とにかく釈放されることが決まったわけですね。それで検事が釈放指揮を執って、当日釈放されて、すぐに入管に送られたということです。

前田：不法入国状態は解消されないわけですからね。

VII 両事件から導かれる 刑事司法改革の課題

前田：袴田事件と東電女子社員事件から導かれる刑事司法改革の課題について伺います。西嶋さん、いかがでしょう。

西嶋：日弁連の年来の主張である代用監獄の廃止は落とすことができません。監獄法改正のときには次の刑事司法改革のときには検討課題なんだと言っていましたし、前の司法制度改革のときもそう言っているわけですが、今度の刑事司法改革では何も問題にしていない。これは袴田事件を契機にしてあらためて問題にする必要があります。

それから弁護人の取調べ立会い。取調べの可視化の方は大きな声で聞こえるけれども、弁護人の立会いはそれとの比重で少し落ちています。

前田：今の政策課題としてはね。

西嶋：はい。でも、諸外国では取調べの録音・録画による可視化と弁護人の立会いは2つセットなんです。

神山：そうそう。

前田：立会いがなければ完成しない。

西嶋：そうなんです。

前田：それは私も異論はないですよ。

西嶋：だから代監廃止でしょう、弁護人の取調べ立会い、それから取調べの全過程の録音・録画によ

る可視化ね。それとあとは証拠の全面開示。今回のようなリストの開示じゃ全然分からんですよ。

前田：ええ。しかし、捜査機関が強い抵抗を示すんですね。

西嶋：はい。証拠開示があるから、今までの再審は辛うじてできている。今、再審の改正は議論されていませんが、少なくとも今度の改革の中でも最低限、再審における証拠開示は全面的にやってもらわんとね。

前田：法制審議会（平成24年11月21日、第15回）で東京高裁の小川正持さんは再審の証拠開示を制度化すべきだという意見を述べたんですが、今後の課題になってしまいました。日弁連も、制度化の意見を述べていますが、学者の中で反対する人が多いですね。

振り返ってみて、袴田事件の場合、確定審の1審段階で証拠が開示されていれば、まったく違った展開になったのでしょうかね。

西嶋：僕もそう思います。さっきの「B」の問題にしろ、「5点の衣類」の色の問題にしろね。

前田：証拠開示は大きいですよ。

西嶋：絶対大きいです。あと袴田事件から考える必要があるのは、誤判の可能性が付きまとう中で、死刑制度は考え直さなければいけないのではないかと思います。

神山：そうですね。

前田：袴田さんは、何とか再審の門戸が開いたからいいようなものの。

西嶋：飯塚事件のような例もありますからね。

前田：ええ、飯塚事件では死刑が執行されましたね。

あと西嶋さんが座長をやっておられる第三者機関の検証ですね。

西嶋：そうそう、これは絶対にやってもらわんといか

んです。ただいろいろな不協和音があって、日弁連の執行部の中でも、今の状況の国会に第三者機関を設置することはいかなものかという慎重意見があります。

前田：その前提として、日弁連のワーキングで構想されている意見書をご説明いただけますか。

西嶋：2011年1月の意見書ですか。日弁連としては、国会または内閣に冤罪原因究明の第三者機関を設置せよという提案をしています。この対象には捜査機関はもとより裁判所も含まれます。そこで強制はできないけれども呼び出して調査して原因を突き止めると。その第三者機関の委員には、国会議員ではなく、冤罪事件の経験がある弁護士、元検事、元判事、それから冤罪事件の被害者、そしてマスコミなど法曹関係者以外、学者も入れるというものです。

特定の事件に特化した調査機関にするか、次から次に起こってくる事件を審査する恒常的な機関にするかは、まだ明確になっていません。

前田：なるほど。

西嶋：前は東電女子社員事件の原因究明をやれと言っていたのですが、今度は僕の頭の中では袴田事件をやるべきと思っています。

前田：イギリスでもそういう委員会があるし、アメリカのある州でもそういうのを作りましたよね。

西嶋：そうそう。指宿信教授が非常に熱心で、彼によると、イリノイ州だと、裁判官が最高責任者になって、短期間のうちに原因調査をして、それを改革に結び付けているということです。自分たちが誤判を起こしたんだから、自分たちの責任でこれは解決しなければいかんということで調査して、一定の成果を出しているということですよね。

前田：神山さんは東電女子社員事件の捜査の最初か

ら再審無罪判決まで関わってこられて、刑事司法改革について、この点はぜひ言っておきたいということはあるですか。

神山：今、西嶋さんが言われたことはまったくその通りで、取調べにおける可視化だとか弁護人の立会い、それから証拠開示、死刑制度の問題ですね。第三者機関による検証の必要性もまったくその通りです。もし付け加えることがあるとすると、検察官上訴の問題だと思いますね。1審無罪になったものに対して、検察官が上訴をするという制度が本来にこの憲法から見て正しいのかというと、それは違うだろうと思います。

捜査機関は、税金と権力を使って証拠を集めて、これで間違いがないということで審査を求めるわけですね。そこでいったん無罪という結論が出れば、それはもう「合理的な疑い」が残っている。それに対して再度の審査を求めるというのは、あってはいけない制度ではないのかなと思います。

そういう意味では、無罪判決に対しては検察官の上訴も認めるべきではないし、いったん再審開始決定が出た後の検察官の不服申立ても認めるべきではないと思います。名張毒ぶどう酒事件で第7次再審請求で開始決定がありながら、検察官の異議申立てでひっくり返った経験を持っていますが、こういうことは制度的にあってはいけないと思いますよね。

前田：現行法では無罪が確定した人を再審で有罪にすることはできないわけですが、わが国では、確定審の1審、2審、3審は二重の危険ではなくて、1つの危険だとする解釈がまかり通っているわけです。そこを何とか変えたいということですね。

(構成：伊藤 敬史、難波 知子)